

交通安全関連看板等の掲出物について

※本資料は、関連すると思われる複数の団体・部署に配布しています。

対象： 交通安全に関する活動に関連して自治会等が行う看板や旗等の掲出物

これらの掲出物は「広告物」です。

屋外広告物の掲出には法で定める要件があることは充分ご承知のことだと思いますが、民間の組織はともかく公の機関が設置する広告物については、法の遵守はもちろんのこと例え法という形にはなっていないとしても、良識をもって配慮すべき内容が多分にあるのではないのでしょうか。

以下の写真は交通安全に関した、街中によくある破損看板・破損旗の類です。

旗は危険性が高い場合、直ぐに公民館等に持ち込んだりしていますが、看板については状況に応じて1～2週間程度の放置状態であることを確認した後に、市や区に通報することで対処されています。（写真右下の物は、見えにくいですが針金での処理等が適切ではありません。）



検討いただきたい内容を以下にまとめますので、それぞれの部署でご検討ください。

- 1) 屋外広告等を扱う福岡市都市景観室は聖域等を設けずに市と関係のある全ての屋外広告の実態調査実施と、関連団体や部署へ条例順守と更なる配慮を促し、様々な見本となる様に働きかけて下さい。
- 2) 管理者・責任者を明確にして、問題が起こった場合の連絡先を掲出物に明記してください。
- 3) 設置方法や管理方法等の基準を設け、明文化したうえで自治会を教育してください。
- 4) 真に交通安全を願うなら何の役にも立たない様な惰性だけの事業は止めて、大人子供に関係なく、自身を制する・状況を考える・考える意欲を失なわせない・個々の責任感を育む様な教育やきっかけづくりを常に行い、地域社会を見守れる人材の育成を行う事に注力するべきではないでしょうか。

◎管理責任は事業主体である「交通安全推進協議会」なのか「福岡市」なのか、校区自治会なのか、はっきりさせておいてください。

「x x 校区交通安全推進協議会」等と表示されても、殆どの人は連絡先などはわかりません。よって市や区に連絡する事になりますが、それは正常な活動や流れなのでしょうか？

自治会にはこれらの活動への参加に対しても助成金等が出ているはずですが。

警察署だったか交通安全協会だったか・・・旗に表示されている団体の名称から連絡先を探して破損旗の処理について電話で問い合わせた時には「そちらで勝手に処理していただいて構いませんよ・・・」という旨の回答がありました。極めて無責任な意識と対応です。

最大の問題は、何処が管理し何処が責任を持ち、問題が起こった場合に何処に連絡すればよいのかという事です。

写真の看板や旗は小学校と公民館のすぐ傍に設置されていた物や自治会関係者の家のほぼ前に設置されていた物もあり、校区自治会に関係した人間が毎日必ず何人かは通る場所です。にもかかわらず放置されたままの状態が平気で続く。

理由は簡単で、基本的な所で校区自治会等は地域社会には関心がないという事であり、更に担当者が割り当てられていれば、「担当ではない自分には関係ない・・・」という意識が根底にあるからです。この様な事は自治会だけでなく市や外郭団体の中にも蔓延しているのではないのでしょうか？

様々な点に於いて、改善される事をおすすめします。